

■景観計画区域行為完了届出書に添付が必要な図書

正副各一部提出して下さい

必要図書	
種類	明示すべき事項等
写真	4枚程度、完了した時点における敷地内の状況がわかるもの、建築物等の各壁面については、形態や意匠、色彩などがわかるもの
写真撮影の位置図	写真を撮影した位置及び方向
委任状	委任事項

■届出後に変更があった場合

届出後にその行為の設計等の内容を変更しようとするときは、事前に景観計画区域行為変更届出書を変更部分の工事に着手する日の30日前までに提出して下さい。

■罰則

届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、30万円以下の罰金に処せられます。
その他、変更命令に違反した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる等の罰則があります。

本パンフレットは景観法第16条に基づく届出制度の概要を示したものです。届出にあたっては枚方市景観計画及び景観形成の手引も併せてご覧下さい。

発行年月：平成26年（2014年）4月
発行：枚方市
〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2-1-20
電話 072-841-1221(代表)
編集：都市整備部 都市整備推進室



■良好な景観づくりのために届出が必要です

枚方市では、平成26年4月に景観法に基づく「枚方市景観計画」を策定し、「枚方市景観条例」を施行しました。

これにより枚方市全域において一定規模以上の建築物の新築等を行う場合は、あらかじめ届出が必要となります。また、景観重点区域（枚方宿地区）においては歴史的景観を活かした景観の形成を図るため、全ての建築物の新築等が届出対象となります。

「景観形成の手引」も活用していただきながら、本市の美しく魅力あふれる景観づくりに、市民や事業者のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

枚方市

■届出対象行為

次に示す口のいずれかに該当するものが対象となります

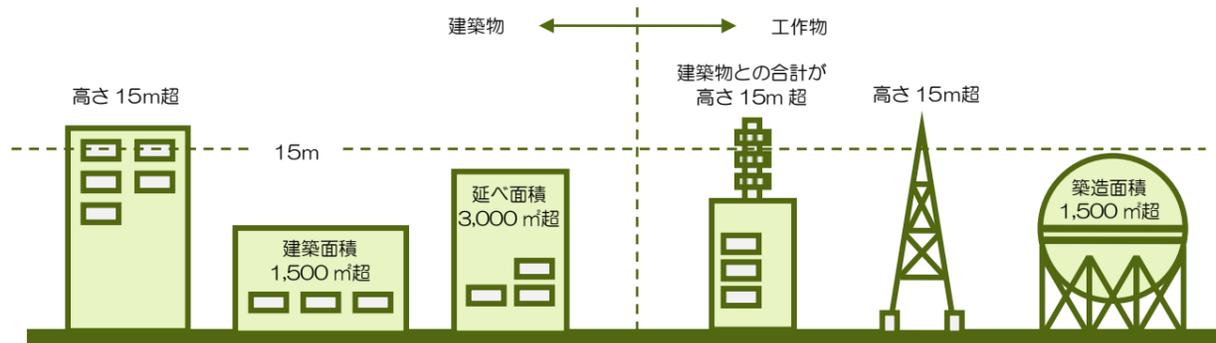
対象行為		市域全域（景観重点区域以外）	景観重点区域（枚方宿地区）
建築物		<input type="checkbox"/> 高さが 15m を超えるもの <input type="checkbox"/> 建築面積が 1,500m ² を超えるもの <input type="checkbox"/> 延べ面積が 3,000m ² を超えるもの	<input type="checkbox"/> 全ての建築物
工作物	新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<input type="checkbox"/> 高さが 15m を超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの <input type="checkbox"/> 高さが 15m 又は築造面積が 1,500m ² を超える擁壁、垣、さく、ウォータースhoot、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油・ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物等	<input type="checkbox"/> 建築確認申請が必要な規模の煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、擁壁、ウォータースhoot、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油・ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物等 <input type="checkbox"/> 垣、さくその他これらに類する工作物等 ※ただし、枚方宿地区の生活環境整備ゾーン、商業・業務環境整備ゾーンにおいては、高さ 2m を超えるものに限る。
		<input type="checkbox"/> 高さが 5m を超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの	<input type="checkbox"/> 高さが 5m を超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの
		<input type="checkbox"/> 幅員が 12m 以上、又は、延長が 30m 以上の橋梁、跨線橋その他これらに類するもの	<input type="checkbox"/> 幅員が 12m 以上、又は、延長が 30m 以上の橋梁、跨線橋その他これらに類するもの
土地		<input type="checkbox"/> 1ha 以上の規模の開発行為	<input type="checkbox"/> 500 m ² 以上の規模の開発行為

※景観重点区域とは枚方市景観計画において定められた区域です。

※建築物に係る行為については、敷地内の全ての建築物（既存も含む。）の最高の高さまたは面積の合計が上記口のいずれかに該当する場合、対象となります。（景観重点区域以外での増改築で、増改築する部分が上記口のいずれにも該当しない場合で、かつ増改築する部分の延べ面積の合計が既存建築物の延べ面積の 1/10 以下の場合には届出対象外としています。）

※マンションの屋上などに新たに設置する携帯電話のアンテナなどの小規模な工作物の増築（建築基準法施行令第 138 条各項に示されたもの以外）については対象外とします。

※景観法、枚方市景観条例により、通常管理行為や非常災害のため必要な応急処置として行う行為、他法令で許可を受けて行う行為等については対象外としています。



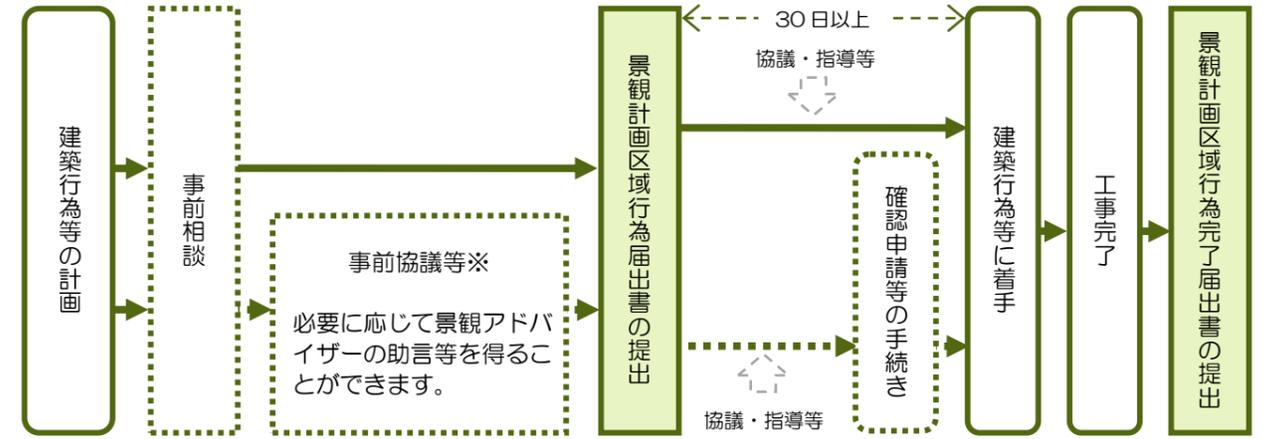
※ 景観重点区域以外

■届出のながれ

建築行為等に着手する 30 日前までに、景観計画区域行為届出書を提出して下さい。

なお、計画が進んだ段階からでは変更が難しくなりますので、次のフローに関わらずできるだけ早い段階からのご相談をお願いします。

また正当な理由なく指導に従わない場合には、法又は条例に基づき勧告や命令を行うことがあります。



※色彩基準の適用除外の適用を受ける場合は必須です。

■景観計画区域行為届出書に添付が必要な図書

正副各一部提出して下さい

必要図書			建築物		工作物	開発行為
種類	(参考縮尺)	明示すべき事項等	新、増改築等	色彩の変更		
付近見取図	1/2,500 程度	方位、道路、目標となる地物、行為の場所	○	○	○	○
配置図 (土地利用計画図)	1/250 以上	外構及び敷地縦横断面図を含む	○	○	○	○
各階平面図	1/200 以上		○		△	△
各面立面図	1/200 以上	4面以上、主要仕上げ材料を含む	○	○	○	△
断面図	1/200 以上	2面以上	○	○	△	△
造成計画平面図	1/250 以上					○
造成計画断面図	1/250 以上					○
完成予想図		色彩	○	○	○	△
現況カラー写真		3枚程度、周辺環境がわかるもの	○	○	○	○
写真撮影の位置図		写真を撮影した位置及び方向	○	○	○	○
チェックリスト		区域に応じて添付してください ※敷地が複数の景観形成区域に含まれる場合は対応する全てのものを添付して下さい。	○	○	○	○
委任状		委任事項	△	△	△	△

※色彩は日本工業規格によるマンセル表色系に基づき表示して下さい。

※別途必要図書の提出をお願いする場合があります。

※△については添付（開発行為については予定建築物に係る図書）を求める場合があります。